

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 196 「実務対応報告公開草案第 58 号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る 税効果会計の適用に関する取扱い（案）」の公表」

令和 2 年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」）（以下「改正法人税法」という。）案が第 201 回通常国会に提出されています。改正法人税法が成立した場合、グループ通算制度の適用対象となる企業は、改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算（四半期 決算を含む。）において、グループ通算制度の適用を前提として繰延税金資産の回収可能性の判断を行う必要がありますが、当該判断を行うことについて、実務上対応が困難であるとの意見が聞かれたことから、2020 年 2 月 13 日、企業会計基準委員会から、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）が公表されました。今回は本公開草案の概要をご説明します。

### ・ 範囲

本公開草案は、改正法人税法（本公開草案の公表時点では第 201 回通常国会において審議中）の成立日の属する事業年度において連結納税制度を適用している企業及び改正法人税法の成立日より後に開始する事業年度から連結納税制度を適用する企業を対象とすることが提案されています。

・ 改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算（四半期決算を含む。）に係る税効果会計の適用に関する取扱い

本公開草案は、改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算（四半期決算を含む。）についてグループ通算制度の適用を前提とした税効果会計における繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」及び実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」に関する必要な改廃を企業会計基準委員会が行うまでの間は、グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、繰延税金資産及び繰延税金負債の額は、決算日において国会で成立している税法に規定されている方法に基づき将来の会計期間における減額税金又は増額税金の見積額を計算すると定める、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の

適用指針」第 44 項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づくことができると  
することが提案されています。

- ・適用時期

本公開草案は、公表日以後適用することが提案されています。